

令和 7 年 12 月 15 日

答 申 書

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三成 美保

令和 6 年 11 月 14 日付け総総第 1313 号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

令和 6 年 5 月 9 日付け審査請求（総総第 251 号）は、棄却すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

寝屋川市長が、審査請求人に対し令和 6 年 5 月 7 日付け福介第 589 号で行った処分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 経緯

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、令和 6 年 4 月 22 日、処分庁に対し、保有個人情報訂正請求書の「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」「訂正請求の趣旨」「訂正を求める内容」及び「訂正を求める理由」にそれ

ぞれ「別紙の通り」「〃」と記載して保有個人情報の訂正請求を行った（以下「本件訂正請求」という。）。なお、当該保有個人情報訂正請求書の「別紙」の記載は、別紙１のとおりである。

- (2) 処分庁は、令和６年５月７日、本件訂正請求に係る保有個人情報を、後記「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」に記載する保有個人情報として特定した上で、当該保有個人情報に関し別紙２の「訂正をする内容」については当該理由により訂正をし、別紙２の「訂正をしない内容」については当該理由により訂正をしない旨の決定（以下「本件訂正決定」という。）を行い、「保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）」により通知した（令和６年５月７日付け福介第５８９号）。

〔訂正請求に係る保有個人情報の名称等〕

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）「高齢介護室作成」及び、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）「第七中学校区地域包括支援センター作成」

- (3) 審査請求人は、令和６年５月９日、審査庁に対し、本件訂正決定の取消しを求める、本件審査請求を行った。

第３ 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

１ 争点

審査請求人が訂正を請求している保有個人情報訂正請求書に記載されている「訂正を求める内容」（別紙１の該当箇所をいう。）について、「 」を「 」に訂正することを求める部分を除き、訂正をしないことの妥当性があるかどうか。

２ 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 市役所側が明らかに事実ではないとする記載があるにもかかわらず、訂正を行わないとする等、処分に対し、不審な点が確認されるため。

イ 本件処分により、審査請求人は法的権利を侵害されている。

(2) 処分庁の主張

ア 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）（以下「本件経過記録」という。）は、第七中学校区地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）又は寝屋川市が行う介護についての総合相談の業務に関して、相談者の生活実態を把握し、相談者の置かれている状況に応じた介護支援の方針を検討するための資料として作成されるものである。本件経過記録の内容は、寝屋川市又は地域包括の職員が相談者、相談者の家族である審査請求人、その他関係者と応対した際のやり取り、状況、出来事等の事実関係に関する記載が中心となるが、必要に応じて、寝屋川市又は地域包括の職員において聴取又は把握した事実関係に対する印象、評価、認識等についても記載している。そして、本件経過記録は、寝屋川市又は地域包括の職員が把握した当事者の発言内容や事実関係について、一言一句漏らさず記載する必要はなく、組織的に複数人で情報を共有できるよう、その趣旨を要約し記載すれば足りるものである。

イ 本件経過記録のうち、「[REDACTED]」の記載は、寝屋川市の職員が、関係機関の職員から電話を受けた際の記録に関する記載であり、当該記載は、寝屋川市の職員が電話で聴き取った関係機関の職員の発言内容をそのまま記載したものではなく、関係機関の職員の発言内容を踏まえて寝屋川市の職員が「[REDACTED]」と記載をしたものである。

ウ 本件経過記録のうち、「[REDACTED]」の記載は、地域包括の職員が審査請求人と面談した際の記録に関する記載であり、当該記載は、審査請求人と面談した職員が審査請求人の発言から受けた印象を記載したものである。

エ 本件経過記録のうち、「[REDACTED]」の記載は、地域包括の職員が審査請求人と面談した際の記録に関する記載であり、当該記載は、審査請求人と面談した職員が、審査請求人の発言から受けた印象を記載したものである。

オ 個人情報保護法第 90 条第 1 項本文に規定する「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量

等客観的に判断できる事項をいうものと解される。前記イからエまでの「 」「 」及び「 」の記載は、いずれも寝屋川市又は地域包括の職員の主観的な評価や認識を記載したものであることから、個人情報保護法第 90 条第 1 項本文に規定する「事実」に関する内容ではない。

カ 以上から、前記イからエまでの情報については、個人情報保護法第 90 条第 1 項本文に規定する訂正請求の対象ではないことから、当該保有個人情報の訂正をすることはできない。

キ 本件経過記録のうち、前記イからエまでの情報を除く内容に係る記載は、寝屋川市若しくは地域包括の職員が聴き取った審査請求人の発言に関するもの、寝屋川市若しくは関係機関の職員の発言、提案、説明に関するもの又は面談等の状況に関するものとなっている。当該記載は、職員の記憶や個人的に作成したメモに基づき作成したものであること、また、記載内容に係る事実関係を証明することができる録音データなどの客観的な資料が存在しないことから、訂正、削除に係る保有個人情報の内容が、「事実」かどうか判明しない。

よって、当該記載に係る情報については、訂正請求に理由があると認めるときに該当しない。

第 4 事実関係等の概要

当審査会が審議において審査庁に公文書の提示を求め、提示された公文書を基に認定した、判断の前提となる事実関係等の概要は以下のとおりである。

1 個人情報の保護に関する規定等

- (1) 個人情報保護法第 90 条第 1 項本文は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が「事実でない」と思料するときは、保有個人情報の訂正を請求することができる旨を規定している。
- (2) ここで言う「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいうこととされている。

- (3) また、個人情報保護委員会事務局作成の『個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）』（令和4年2月（令和6年3月更新））において、「一般に、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等、請求を受けた行政機関の長等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、当該行政機関の長等に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があります。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても当該請求に係る保有個人情報の内容が「事実でない」とは認められない場合には、法第92条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することとなります。」と記載されている。
- (4) さらに、個人情報保護委員会事務局作成の『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）』（令和4年2月（令和6年4月一部改正））において、「訂正請求は、保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容については、訂正請求の対象外である。」と記載されている。

2 介護予防サービスに関する規定等

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項は、市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業を行う旨を規定している。
- (2) そして、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うための介護予防サービス計画原案等の作成の資料として利用する等のため、市町村及び市町村から委託を受けた地域包括支援センターがそれぞれ、「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）」を作成し、支援の対

象となる高齢者に関しての出来事、訪問の際の観察、サービス担当者会議の内容、利用者・家族の考えなどを記入することとされている。

3 本件訂正請求に係る保有個人情報記録されている書類は、次のとおりである。

① 処分庁が令和4年11月2日、令和5年2月14日、令和5年3月1日、令和5年3月16日、令和5年12月18日（別紙1及び別紙2においてそれぞれ「日付23年03月01日」に記載されている部分のうち「[REDACTED]」「[REDACTED]」「[REDACTED]」に係るもの）、令和5年12月22日、令和5年12月25日、令和5年12月26日及び令和6年1月18日に、それぞれ作成した「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）」

② 寝屋川市第七中学校区地域包括支援センターが令和4年4月19日、令和4年5月30日、令和4年7月12日、令和4年8月5日、令和4年8月30日、令和4年9月6日、令和4年9月22日、令和4年10月13日、令和5年2月8日、令和5年3月20日、令和5年3月24日、令和5年4月3日、令和5年4月20日、令和5年5月2日、令和5年5月9日、令和5年6月1日、令和5年12月20日、令和5年12月21日（別紙1及び別紙2において、それぞれ「日付23年12月20日」に記載されている部分のうち「[REDACTED]」「[REDACTED]」「[REDACTED]」「[REDACTED]」に係るもの）及び令和6年1月4日に、それぞれ作成した「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）」

第5 当審査会の判断

1 訂正請求対象情報該当性について

- (1) 上記第4. 1のとおり、保有個人情報の訂正請求の対象は「事実」のみであり、評価や判断の内容については訂正請求の対象外である。
- (2) そして、当審査会において、本件経過記録を見分したところ、本件経過記録のうち、「[REDACTED]」「[REDACTED]」及び「[REDACTED]」と

記載された部分（以下「所感記載部分」という。）は、寝屋川市職員又は地域包括の職員の評価・判断に関する内容が記録されており、個人情報保護法第 90 条第 1 項本文に規定する「事実」に該当しない。

- (3) 一方、所感記載部分を除いた部分（以下「経過記載部分」という。）については、一定期間の寝屋川市職員と対象高齢者の親族とのやり取り、地域包括の職員と対象高齢者の親族とのやり取り又は寝屋川市職員と地域包括の職員のやり取りが記録されている。これらの経過記載部分において、寝屋川市職員と対象高齢者の親族とのやり取り、地域包括の職員と対象高齢者の親族とのやり取り等があったこと自体は、個人情報保護法第 90 条第 1 項本文に規定する「事実」に該当するものと認められる。

2 訂正の要否について

- (1) 上記第 4. 1 (3)のとおり、訂正請求者は、当該保有個人情報の「事実」に関し、①どの部分の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている保有個人情報の内容が事実でないと認められない場合は、個人情報保護法第 92 条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないものと解される。

- (2) 本件経過記録は、上記第 4. 2 (2)に記載のとおり、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うための介護予防サービス計画原案等の作成の資料として利用すること等を目的として作成するものである。

このことから、本件経過記録の作成に当たっては、当事者の発言内容等を一言一句、細大漏らさず記載することまで求められるものではなく、記録者がその目的を踏まえ、対象となる高齢者について、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務において寝屋川市職員又は地域包括の職員

が聴き取った関係者の発言の要旨を適宜に記載すれば足りるものであると認められる。

そして、本件経過記録に記載する内容及びその記載の程度等が、本件経過記録の性格に照らして許容できる範囲内であれば、個人情報保護法第 92 条に基づく訂正義務を生じさせるものではないというべきである。

(3) また、本件経過記録は、事実関係の正確性を期する必要があるものの、飽くまでその要旨を記載し、聞取り時の応答状況を逐語的な正確さをもって記載することが要求されている文書とは認め難い。もとより、当該経過記録に虚偽内容を記載することが許容されるものではないが、記録者が、相手方との応対状況について、介護予防サービス計画原案等の作成の資料として利用するという観点から適切な表現を選択すること自体は、記録者の所掌事務の執行に当たって通常必要と認められる範囲内の行為と言わざるを得ない。このような表現の選択行為の結果、相手方の意に沿わない表現が用いられたとしても、それが上記の本件経過記録の性格に照らして許容できる範囲内であれば、個人情報保護法第 92 条に基づく訂正義務を生じさせるものではないというべきである。

(4) 本件経過記録に記載することの要否を含めた記載内容、その程度等は、介護予防サービス計画原案等の作成の資料として利用するという目的に必要な範囲内において、記録者の判断の下において行われているのであって、審査請求人の主張を踏まえても、訂正しなかった部分に誤りがあるとまでは言えず、また、その記載の程度が本件経過記録の性格に照らして許容できる範囲内でないとも認められない。

(5) したがって、経過記載部分に係る本件訂正請求については、個人情報保護法第 92 条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず訂正義務があるとは認められない。

3 総括

以上によれば、処分庁が本件訂正請求について個人情報保護法第 92 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして、本件訂

正決定をしたことは妥当であり、本件訂正決定に何ら違法又は不当な点はない。

4 結論

よって、本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、これを棄却すべきである。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録(サービス担当者会議の要点含む)

日付 22 年 11 月 02 日

該当箇所	理由	依頼

日付 23 年 02 月 14 日

該当箇所	理由	依頼

日付 23 年 03 月 01 日

該当箇所	理由	依頼

日付 23 年 3 月 16 日

該当箇所	理由	依頼

日付23年03月01日

日付23年12月22日

日付23年12月25日

日付23年12月26日

該当箇所	理由	依頼

日付22年07月12日

該当箇所	理由	依頼

日付22年08月05日

該当箇所	理由	依頼

日付22年08月30日

該当箇所	理由	依頼

日付 22 年 09 月 06 日

該当箇所	理由	依頼

日付 22 年 09 月 22 日

該当箇所	理由	依頼

日付 22 年 10 月 13 日

該当箇所	理由	依頼

日付 23 年 02 月 08 日

該当箇所	理由	依頼

日付 23 年 03 月 20 日

該当箇所	理由	依頼

日付 23 年 03 月 24 日

該当箇所	理由	依頼

日付 23 年 04 月 03 日

該当箇所	理由	依頼

日付 23 年 04 月 20 日

該当箇所	理由	依頼

日付 23 年 05 月 02 日

該当箇所	理由	依頼

日付 23 年 05 月 09 日

該当箇所	理由	依頼

日付 23 年 06 月 01 日

該当箇所	理由	依頼
------	----	----

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)

日付23年03月01日

	内容	理由
訂正をする内容及び理由		訂正請求は保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。「保有個人情報が事実でない」とは氏名、住所、生年月日等その性質上客観的な正誤の判定になじむ事項の誤りがあるというと解され、訂正箇所が相談者である平松氏の氏名であることは明白であるため訂正を行う。

日付け22年11月02日

日付け23年02月14日

日付け23年03月01日

日付け23年03月16日

訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと慰料されるときに行うことができる。当該情報は、事実ではなく評価や判断の内容について記載された部分であり、訂正請求の対象とならないため。
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと慰料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるが否か判断しなため。

訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明しないため。
--------------	---	--

	内容	理由
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。

[illegible]

	内容	理由
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。

	内容	理由
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記録内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否かが判断しないため。

訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記録内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
--------------	--	--

日付24年01月18日

	内容	理由
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報への訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。

以下、七中包括支援センター作成の文書について

日付22年04月19日

[illegible]

訂正をしない内容及び理由	████████████████████	保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記録内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由	████████████████████ ████████	保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記録内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由	████████████████████	保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記録内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由	████████████████████ ████████████████████	保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記録内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由	████████████████████	保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記録内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。

訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと懸料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記憶内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと懸料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記憶内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。

日付22年09月06日

	内容	理由
訂正をしない内容及び理由	[REDACTED]	保有個人情報訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと懸念されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否かが判断しなため。

日付22年09月22日

	内容	理由
訂正をしない内容及び理由	[REDACTED]	保有個人情報訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否かが判断しないため。

日付22年10月13日

	内容	理由
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記憶内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否かが判明しないため。

日付23年02月08日

	内容	理由
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。

日付23年03月20日

	内容	理由
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと判断されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記憶内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。

訂正をしない内容及び理由

（株）

保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。

日付23年05月09日

内容	理由
訂正をしない内容及び理由	保有個人情報訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料される時にすることができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由	保有個人情報訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料される時にすることができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由	保有個人情報訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料される時にすることができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。

日付23年06月01日

内容	理由
訂正をしない内容及び理由	保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。
訂正をしない内容及び理由	保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記載内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判断しないため。

日付23年12月20日

[illegible]

訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記録内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明しないため。
--------------	--	--

日付24年01月04日

	内容	理由
訂正をしない内容及び理由		保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときに行うことができる。当該保有個人情報は、相談を受けた担当者が、相談内容等を担当者のメモ等を基に作成したものであり、記録内容に係る事実関係を証明できる録音データ等の客観的な資料が存在しないことから、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明しないため。